

会 見 年 月 日	令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金曜日）	
担 当 課	病院特命担当（企画政策課政策担当）	（担当者名：松下・奥吉）
問い合わせ先	TEL： 0791-43-6985	FAX： 0791-43-6892

赤穂市民病院の経営改革について（方針）

1. 公立病院として維持

赤穂市民病院は、今後も地域医療を維持し、市民、住民の健康と命とを守る
砦として、公立病院として維持します。

2. 経営形態の見直し

赤穂市民病院は、医師・看護師等医療従事者の確保が難しく、コロナ禍後、
患者、利用者が著しく減少しており、今後、経営状態は、より一層厳しくなっ
てくるものと見込まれます。

また、地域においても必要な医療福祉サービスを安定的かつ継続的に提供し
ていくためには、抜本的な病院事業等の経営改革は避けて通れない課題であり、
この間、経営形態の見直しについて検討してきました。

その結果、医師等医療従事者の確保、民間手法による効率的な経営、政策医
療の確保などを総合的に勘案し、指定管理者制度を導入することとしました。

3. 指定管理者制度の導入

赤穂市を含む地域医療を維持し、引き続き安全安心な医療を提供するため、
地域の医療法人を指定管理者とし、民間ノウハウによる経営改善を図ります。

(1) 基本方針

地域の施設・設備、診療・病床機能や医療従事者など限られた医療資源を
集約化し、最大限効果的・効率的な活用を図ることで、医療従事者を確保す
るとともに、現状の地域の医療提供体制・医療水準の維持を目指します。

(2) 指定管理者導入時期

令和9年4月1日（予定）

4. 市民説明会の開催

赤穂市民病院の経営形態の見直しについては、市民の理解を得ることが最も
重要であるため、市民説明会を開催し、市民に丁寧の説明を行います。